

5 自筆証書遺言と保管制度

弁護士 長谷川 彰

Q5-1 自筆証書遺言の方式

遺言を残したいのですが、財産が不動産や預貯金、貴金属などいくつもあり、手書きで正確に財産を含めた全文を書くのは、途中で書き間違えたりするおそれがあります。その結果、作成した遺言が効果のないものになってしまいそうで心配です。今回の相続法改正で作成方法がどのように変わり、どのような点に注意して書けばよいでしょうか。

A5-1

自筆証書遺言の本文は、従来通り、遺言者が、その全文、日付、及び氏名を自分で書き(自署)、押印しなければなりません。しかし、今回の相続法改正によって、相続財産の全部または一部の目録を自筆証書遺言に添付する場合には、その財産目録は、ワープロで作成したものでもよいし、預金については通帳の写しを添付してもかまわないことになりました。

解説

旧法は、自筆証書遺言について、「遺言者が、全文、日付及び氏名を自署し、これに印を押さなければならない」(968条)と定めている。しかし、財産目録まですべて自筆を要求することは、書き間違いや不正確な記載で遺言の無効を招来しかねない。そこで今回の相続法改正では968条2項を新設し、自筆証書遺言をする場合において、遺言事項と添付書類である財産目録とを分け、前者については、従来通り自署性を維持し(新法968条1項)、後者については、自署を要件としないこととした。その上で、添付書類である財産目録については、ページごとに自ら署名し、押印しなければならないとした(新法968条2項)。記載が両面に及ぶ場合は、署名・押印はその両面に必要である。遺言本文に押捺される印と財産目録の各頁に押捺される印は、同一のものでなくともよい。

条文上は、「目録については、自署することを要しない」「目録の每様(自署によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、印を押さなければならない」と規定されているにとどまり、目録の作成方法については特段の規定がない。そこで、

目録をワープロ書きにより作成すること、遺言者以外の者が代筆すること、不動産の登記事項証明書を添付すること、預貯金の通帳の写しを添付することなど、いずれも目録として有効である。

自筆証書遺言中の加除その他の変更については、遺言書の本文・添付の財産目録ともに、従来通りの要件を課している(新法968条3項)。たとえば、財産目録全体を差し替える場合には、遺言書本文に「旧財産目録を新財産目録のとおり訂正する」旨自署し、署名したうえで、旧財産目録全体の抹消と押印、差し替えた新財産目録のすべてのページに署名・押印することが必要である。

Q5-2 自筆証書遺言の保管制度の要件

自筆証書遺言を保管してもらえる制度ができたと言いたのですが、具体的に、どこに、どのような方法で保管をお願いすればよろしいでしょうか。

A5-2

自筆証書遺言を作成したご本人が、遺言書に封をしないで、住所地などの法務局へ持参して、保管申請をすることになります。

解説

平成30年7月6日「法務局における遺言書の保管等に関する法律」(以下、「保管法」という)が成立し、2020年7月10日に施行される。

従来、自筆証書遺言は、遺言者自身が責任をもって保管しなければならなかった。しかし、作成後に遺言書を紛失するおそれがあるほか、相続人が遺言書を隠匿したり、変造するおそれがあった。さらに、相続人が遺言書の存在を知らないまま遺産分割を進め、後日遺言書が見つかって、遺産分割協議をやり直さなければならないという事態も発生した。

そこで、今回の相続法改正に伴い、自筆証書遺言を確実に保管し、相続人が自筆証書遺言の存在を把握できる制度として、各地の法務局に「遺言書保管所」を設け、「遺言書保管官」に保管事務を行わせることとした(保管法2条、3条)。

遺言書の保管の申請は、遺言者の住所地もしくは本籍地または遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局の遺言書保管官に対して行う(同法4条3項)。

遺言書の保管の申請は、遺言者が法務局に自ら出頭して行わなければならない(同法4条6項)。保管の対象となる遺言書は、自筆証書遺言のみであり、今後法務省令で定められることになる様式に従って作成された

もので、無封のものでなければならない(同法4条2項)。

遺言書保管官は、当該遺言が民法968条の定める方式に適合しているか否かを審査するが、遺言内容の適法性、有効性についての審査権限はない。

遺言書は、遺言書保管官が、その原本を法務局内に保管する(保管法6条11項)とともに、その遺言書に係る情報を磁気ディスク等に画像情報化して管理する(同法7条2項)。

Q5-3 自筆証書遺言の保管制度の効果

自筆証書遺言の保管制度を利用した場合、どのような効果があるのですか。一旦保管を申請すると、遺言書の返還を求めたり、遺言の撤回をすることはできなくなることはありませんか。

A5-3

保管制度を利用して保管された自筆証書遺言については、家庭裁判所による検認手続は不要になりました。

保管を申請した後も、遺言者は、いつでも遺言書(原本)の返還・画像情報の消去および閲覧を請求することができます。

一方、相続人、受遺者および遺言執行者等は、遺言者が亡くなった後は、遺言書保管ファイルに記録されている事項を証明した書面(遺言書情報証明書)の交付を求めることができます。

また、遺言者は、保管制度を利用したからといって、遺言の撤回をすることができなくなるわけではありません。

解説

1 家庭裁判所の検認

家庭裁判所の検認手続は、遺言書保管所に保管されている遺言書については不要となった(保管法11条)。

2 遺言者について

遺言者は、いつでも、遺言書を保管している法務局に対し、遺言書の返還と画像情報の消去を請求できる(同法8条1項、4項)。また、閲覧を請求することができる(同法6条2項)。この請求は、遺言者がみずから法務局に出頭して行わなければならない(同法6条3項、8条3項、5項)。

また、遺言者は、この保管制度を利用した場合でも遺言の撤回(民法1022条)をすることができる。すなわち、遺言書の返還、画像情報等の消去を求めることをせずに作成された撤回遺言も有効である。

3 遺言者以外の者について

(1) 遺言者の相続人、受遺者、遺言書で遺言執行者と指定された者等(これらの者は保管法9条において「関係相続人等」とされる)は、遺言者死亡後遺言書保管官に対し、遺言書の閲覧を請求することができ(同法9条3項)、遺言書保管ファイルに記録されている事項を証明した書面(遺言書情報証明書)の交付を請求することができる(同法9条1項)。

(2) 何人も、遺言書保管官に対し、法務局(遺言書保管所)における関係遺言書の保管の有無並びに当該関係遺言書が保管されている場合には、遺言書ファイルに記録されているその遺言書記載の作成年月日およびその遺言書が保管されている遺言書保管所の名称、保管番号、その遺言書を保管している法務局の名称を証明する書面(遺言書保管事実証明書)の交付を請求することができる(同法10条)。この請求は、遺言者の死後に限られる。